

第1回南砺市子どもの権利条例策定委員会

令和3年7月3日(土)

14:00~14:45

いのくち椿館 視聴覚室

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長挨拶
- 4 ビデオメッセージ（南砺市政策参与 明橋大二）
- 5 委員長及び副委員長の選出について
- 6 協議事項
 - (1) 南砺市子どもの権利条例づくり事業について 資料1
 - (2) 条例骨子案について 資料2
- 7 今後のスケジュールについて 資料3
- 8 閉会

南砺市告示第50号

南砺市子どもの権利条例策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年2月8日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市子どもの権利条例策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 南砺市子どもの権利条例（以下「条例」という。）の策定に当たり、専門的な知見及び幅広い意見を反映させるため、南砺市子どもの権利条例策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、条例の策定に関する事項を所掌し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は委員10人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係諸団体の役職員
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から条例の策定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会に、必要に応じワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの委員は、委員会の委員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は選任する。
- 3 ワーキンググループは、委員長の命を受けて、所掌事項のうち委員長の必要と認める事項について協議する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部こども課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、条例策定が終了した日限り、その効力を失う。

令和3・4年度 南砺市子どもの権利条例策定委員会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
|-------|-----------|------------------|
| 学識経験者 | 彼 谷 環 | 富山国際大学 |
| | 明 柴 聰 史 | 富山短期大学 |
| | 楠 井 悦 子 | とやま子どもの権利条約ネット |
| 関係諸団体 | 木 下 三 喜 子 | だれでもハウス “めぐみ” |
| | 榎 木 勝 規 | 成和学舎 |
| | 齊 藤 優 華 | 寺子クラブ・寺子こどもえん |
| | 山 下 裕 美 | アフタースクールあおむし&さなぎ |
| 公募委員 | 磯 辺 文 雄 | |
| | 高 橋 佳 寿 江 | |
| | 委員 9 名 | |

委嘱期間

令和3年7月3日～令和5年3月31日

南砺市子どもの権利条例づくり事業について

1 策定趣旨

すべての子どもの基本的人権を保障するため1989年に定められた国際条約である「子どもの権利条約」の理念に基づき、令和4年度中の「南砺市子どもの権利条例」の制定を目指す。

現状では、市内における「子どもの権利条約」の認知度は低く、その趣旨が正しく理解されていない状況にある。

「子どもの権利条例」の策定を通して、子どもから大人まで広く市民全体が子どもの権利について理解を深めつつ、誰ひとり取り残さず、すべての子どもが心豊かに成長できるまちづくりの実現を目指す市の基本姿勢を示す条例として制定する。

条例の制定を契機として、「SDG s 未来都市南砺市」ならでの「子どもにやさしいまちづくり」の具体的な活動方針を示し、子どもの権利に関わる活動を支えあうネットワークを構築し、第2次南砺市総合計画の目指すべきまちの姿「未来に希望がもてるまち」につながる啓発活動を実施していく。

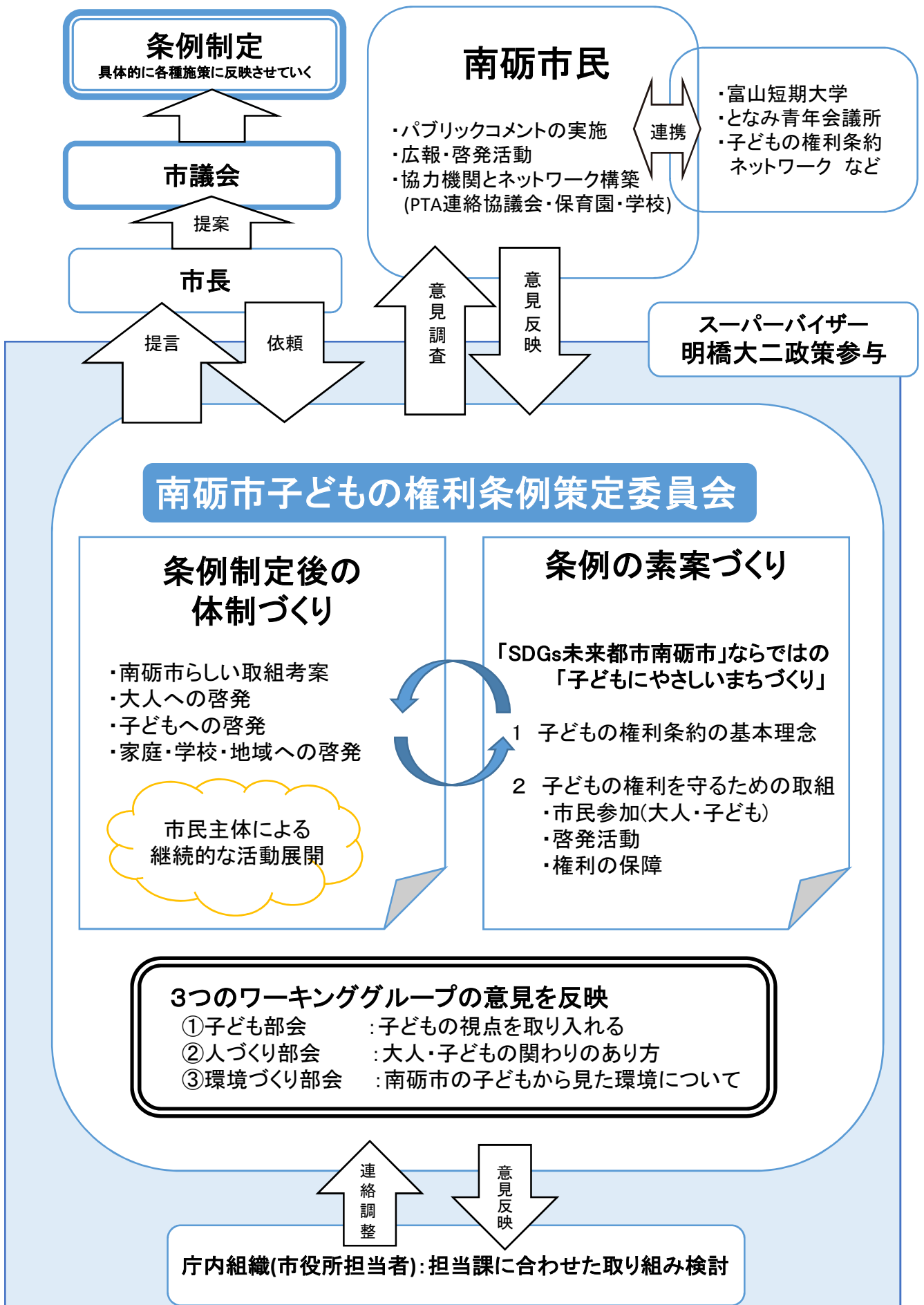
2 条例策定の進め方

- (1) 学識経験者や公募による委員などで組織する「南砺市子どもの権利条例策定委員会」を設置し、条例制定に幅広い意見を反映させる。
- (2) 策定委員会内にワーキンググループを設置することで、より多くの意見を取り入れる。
- (3) 庁内組織を設け、策定委員会・ワーキンググループと連携し、さまざまな課題を関連部署と共有することで、効果的に目指すべきまちづくりを実現していく。

3 策定までの取組

- (1) 子どもの権利についての広報活動
 - ・「子どもの権利条約」の考え方を多くの市民の方々に知ってもらうための普及啓発活動
 - ・広報紙、ホームページ等の広報媒体による周知啓発
 - ・地域や学校、父母の会やPTAを対象とした勉強会等の開催
- (2) 子どもの権利に関わる活動を支えあうネットワークの構築
 - ・市民団体の連携を活性化させるネットワーク構築
- (3) 「SDG s 未来都市南砺市」ならでの条例案の作成
 - ・南砺市全体で取り組める条例の制定

南砺市子どもの権利条例づくり事業体系図



令和3・4年度 南砺市子どもの権利条例ワーキンググループ

人づくり部会 委員名簿（案）

| 区分 | 氏名 | 備考 |
|-----------------|---------|--------------|
| 関係諸団体 (市民団体) | 遠藤 裕子 | 南砺市PTA連絡協議会 |
| | 河合 詩織 | 南砺市児童クラブ連合会 |
| | ◎木下 三喜子 | だれでもハウス“めぐみ” |
| | 中山 明美 | ほっこり南砺 |
| 教職員 | 曲師 政隆 | 城端小学校 |
| 保育士 | 田辺 博子 | 福光どんぐり保育園 |
| 策定委員会公募委員 | ◎高橋 佳寿江 | |
| 一般公募委員 | 田中 百合子 | |
| | 吉川 光太郎 | |
| | 渡邊 美和子 | |
| | 委員10名 | |

◎策定委員会委員

環境づくり部会 委員名簿（案）

| 区分 | 氏名 | 備考 |
|-----------------|--------|---------------|
| 関係諸団体 (市民団体) | ◎齊藤 優華 | 寺子クラブ・寺子こどもえん |
| | 前田 啓子 | にほんご広場なんと |
| 教職員 | 河原 秀樹 | 井波中学校 |
| | 犀川 敏朗 | 福光南部小学校 |
| 保育士 | 谷戸 仁美 | 城端さくら保育園 |
| 策定委員会公募委員 | ◎磯辺 文雄 | |
| 一般公募委員 | ◎榎木 勝規 | |
| | 清部 一夫 | |
| | 大河原 晴子 | |
| | 委員9名 | |

◎策定委員会委員

委嘱期間

令和3年7月3日～令和5年3月31日

南砺市子どもの権利条例ワーキンググループ

子ども部会 委員名簿

| 区分 | 氏名 | 備考 |
|----------------------|---------------|-------------------------------|
| 小学校 | 川 田 充 基 | |
| | 中 藪 唯 翔 | |
| | 野 村 龍 人 | |
| | 村 田 壺 清 | |
| | 石 黒 玲 依 | |
| | 笠 田 祥 平 | |
| | 佐 波 蓮 太 | |
| | 出 村 凜 | |
| | 中 藪 聖 也 | |
| | 横 山 空 奏 | |
| | 中 川 稜 太 | |
| | 木 下 聖 唯 奈 | |
| | 永 松 虎 汰 郎 | |
| | 吉 井 銀 士 郎 | |
| 山 下 瑞 葵 | | |
| 中学校 | 前 川 奈 緒 | |
| | 瀧 田 朔 杜 | |
| | 山 岸 吏 玖 | |
| | 石 山 レ チ ー シ ャ | |
| | 五 天 結 子 | |
| 高等学校 | 清 都 伶 奈 | |
| | 嵯 峨 楓 菜 | |
| | 久 保 音 乃 | |
| 富山短期大学 | ◎ 明 柴 聰 史 | 富山短期大学生12人 子ども部会サポーターとして参加 |
| アフタースクール あおむし&さなぎ | ◎ 山 下 裕 美 | |
| | 委員25名 | |

資料 2

南砺市子どもの権利条例 骨子案

前文・・・子どもが考える未来や願い（子ども部会担当）

大人が考える未来や願い（人づくり部会・環境づくり部会）

第1章 総則（各部会担当） ※定義

（目的）

第1条 この条例は、「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どものもつ権利を保障し、一人ひとりが人として生きるために大切な環境づくりに市と市民が協同で取り組むことを定めます。子どもも大人も幸せに暮らしていくため、誰ひとり取り残さず、誰もが心豊かに成長できるまちづくりに取り組みます。

（言葉の意味）

第2条 この条例において次の各号に掲げる言葉の意味は、それぞれの各号に定めるところによります。

- （1）子ども 18歳になっていないすべての者
- （2）保護者 一緒に暮らす大人
- （3）子どもに関わる大人 子どもが育ち、学ぶために通う施設で働く大人
- （4）地域の人 南砺市民、地域で活動する団体や事業者

（市の務め）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めます。

2 市は、子どもの権利について市民の理解を深めるため広報活動に努めます。

第2章 子どもの権利（子ども部会担当）※子どもがもつ4つの権利を明確に示す

（子どもがもつ権利）

第4条 この章に書いてある権利は、人間として生きるために特に大切な権利です。子どもたちは大切な一人の人間であり、これらの権利を有しています。自分の権利が尊重されるよう、相手の権利を理解する努力をします。互いに尊重し、認め合う関わりを築きます。

第5条 生きる権利 命が守られること

第6条 育つ権利 もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

第7条 参加する権利 自由に意見を表したり、仲間を作ったりできること

第8条 守られる権利 暴力を受けたり、大切なものを奪われたり、有害なことから守られること

（共に生きるこどもの姿）

第9条 子どもはどのように行動していくのか（例：すべての人に等しく権利があることを学び、多様な人がもつ権利を認め合う・・・ など）

第3章 大人の役割（人づくり部会担当） ※第2章を守るための大人の関わり

（日常の関わり）

第10条 子どもの最善の利益を図るために、子どもにかかわる大人が連携して子どもの権利の保障に努めます。子どもを一人の人間とし、その意思に耳を傾けるとと

もに、一人ひとりが自分らしく成長できるように関わりをもちます。

(1) 保護者のつとめ

保護者は、その養育する子どもに対して第一番に責任及び義務があることを自覚し、子どもの権利の保護に努めます。

(2) 子どもに関わる大人のつとめ

子ども施設の設置者、管理者、職員は子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

(3) 地域の人々のつとめ

市民は、子どもの権利を尊重し、子どもにかかわる場や機会において子どもの権利の保障に努めます。

第11条 大人は、子どもたちの自由な発想を否定せず、話を聞きます。そしてともに考える姿勢をもちます。

(共に生きる大人の姿)

第12条 大人はどのように行動していくのか

(例：子どもたちは一人の人として大切にされます。その子どもたちに関わる大人もまた大切な人です。互いに認め合える関係を築き・・・など)

第4章 権利の保障 (環境づくり部会担当) ※第2章を守るための環境づくり

(日常の環境)

第13条 子どもたちに関わる場所は、安心・安全な環境にします。

第14条 子どもたちが自ら学び遊べるような環境づくりに取り組みます。

第15条 子どもたちが新しい発見や、夢中になれることに会えるよう、体験や活動について必要な支援を行います。

第16条 差別・虐待・体罰が起こらない環境づくりに取り組みます。子どもに関わる大人の声を聴き、必要に応じた支援体制を整えます。

(居場所の保障)

第17条 学校と家庭以外の居場所の確保に努めます。

(参加の機会の保障)

第18条 子ども参加の機会や、子どもに関わる情報発信に努めます。

(普及・啓発)

第19条 広報・学習の機会をもつことで、継続した環境づくりに取り組みます。

★上記を実現するため具体的に何が必要か (個別支援・ネットワークなど)

第5章 権利の救済と推進 (各部会担当) ※条例制定後の保障

(相談と救済)

第20条 子どもについての相談に対応します。子どもからの相談、大人からの相談に対応できる体制を作ります。相談内容により、関係する団体と連絡をとり、状況がよくなるように努めます。

(子どもの権利委員会)

第21条 子どもを権利を保障し、推進するため、南砺市子どもの権利委員会を置きます。

資料 3

今後のスケジュールについて

| 時期 | 策定委員会 | 会議等 |
|--|---|---|
| 令和3年度 4～6月 | ワーキンググループ 公募開始 | 定例教育委員会 庁議・全員協議会① 庁内プロジェクトチーム① |
| 7～10月 | 第1回策定委員会 7/3(土) ワーキンググループ① ワーキンググループ② ワーキンググループ③ | 啓発イベントへの出展 ・親と子のリレーションシ ップほくりく in とやま ・となみ青年会議所50周年 記念事業 |
| 11～12月 | ワーキンググループ④ 第2回策定委員会 12/26(日) | 定例教育委員会 庁議・全員協議会② 庁内プロジェクトチーム② |
| 1～3月 | | 定例教育委員会 庁議・全員協議会③ 庁内プロジェクトチーム③ 啓発イベント開催(予) パブリックコメント実施 |
| 令和4年度 4～6月 | 第3回策定委員会 ワーキンググループ⑤ ワーキンググループ⑥ | 啓発イベント開催(予) パブリックコメント実施 |
| 7～9月 | 第4回策定委員会 | 定例教育委員会 庁議・全員協議会④ 庁内プロジェクトチーム④ |
| 10～11月 | | 啓発イベント開催(予) 定例教育委員会 パブリックコメント実施 庁議・全員協議会⑤ 庁内プロジェクトチーム⑤ 議会へ条例案の事前説明 |
| 12月 | | 議案提出 |
| ※令和5年4月1日条例施行 ※令和5年度以降：実施基本計画作成、アクションプラン作成 ※保護者、地域などへ「子どもの権利」についての周知を行う。 | | |

ワーキンググループ計画表

| | 子ども | 人づくり | 環境づくり |
|------|--|---|---|
| 1 | <u>子どもの権利条約を知ろう</u> 日時:7月3日(土)15:00~17:00 場所:いのち椿館 講師:富山短期大学 明柴聡史先生 目的:子どもの権利条約を正しく学び、南砺市がなぜ条例を作るのか目的意識を持つ。 成果物:ワークシートに記入し提出する。 ※3つの部会が共通認識をもつため合同で開催する。※TST 放送用動画撮影 | | |
| 2 | <u>子どもの権利条約について体験してみよう</u> 日時:8月8日(日) 9:30~11:30 場所:ヘリオス 目的:子ども部会で仲良くなり、自分の意見を言えるようになる。自分たちの生活と子どもの権利がつながっていることを学ぶ。 | <u>子どもの権利条約について体験してみよう</u> 日時:8月1日(日)9:30~11:30 場所:ヘリオス 講師:富山 CAP 目的:子どものもつ「安心・自信・自由の権利」について子どもの立場でとらえることができる。体験したことを子どもの権利条約が保障することを学ぶ。 成果物:ワークシートに記入し提出する。 | |
| 3 | <u>子どもの権利条約</u> 日時:9月26日(日) 9:30~11:30 場所:井波総合文化センター 目的:南砺市子どもの権利条例の前文を考えよう。 子どもにとって大切なことを考えよう。 | <u>南砺の目指す姿を考えよう</u> 日時:9月11日(土) 9:30~11:30 場所:ヘリオス 目的:情報共有・ワークショップ開催 南砺市の現状を共通理解し、大人の目指す姿を考える 成果物:グループごとのワークシート | <u>南砺の目指す姿を考えよう</u> 日時:9月11日(土) 13:30~15:50 場所:ヘリオス 目的:情報共有・ワークショップ開催 南砺市の現状を共通理解し、未来に向けて必要な環境について具体的に検討する。 成果物:グループごとのワークシート |
| 中間報告 | <u>となみ青年会議所50周年事業</u> 日時:10月2日(土)10:00~12:00 場所:井波総合文化センター <u>リレーションシップほくりく</u> 日時:10月31日(日)10:00~16:00 場所:井波総合文化センター | | |
| 事例研修 | <u>川崎市とつながろう!</u> (先進地事例研修:Zoom) 日時:11月29日(月) 場所:南砺市役所大ホール 目的:先進地川崎市から学ぶ(条例づくりを進めるポイント・地域に必要とされる条例となるポイント) 成果物: | | |
| 4 | <u>南砺市子どもの権利条例素案づくり</u> 日時:12月19日(日) 9:30~11:30 場所: 目的:子ども担当の前文の完成 成果物:修正後の条例案 | <u>南砺市子どもの権利条例素案づくり</u> 日時:12月 日() 場所: 目的:部会の意見を素案に盛り込む、文章の追加・修正を行う 成果物:修正後の条例案 | <u>南砺市子どもの権利条例素案づくり</u> 日時:12月 日() 場所: 目的:部会の意見を素案に盛り込む、文章の追加・修正を行う 成果物:修正後の条例案 |
| 5 | <u>南砺市子どもの権利条例づくり①</u> 日時:4月 目的:パブリックコメントを反映した条例最終案の確認 | | |
| 6 | <u>南砺市子どもの権利条例づくり②</u> 日時:5月 目的:条例案の確認と、次年度以降のアクションプランについて | | |

第1回南砺市子どもの権利条例策定委員会 会議録

日 時：令和3年7月3日（土） 14時40分～14時45分

場 所：いのくち椿館

出席者：彼谷環委員長、明柴聰史委員、磯辺文雄委員、榎木勝規委員、木下三喜子委員、
齊藤優華委員、高橋佳津江委員、山下裕美委員

欠席者：楠井悦子副委員長、明橋大二南砺市政策参与

事務局：溝口こども課長、荒井子育て支援係長、川田主任

1. 開会

事務局 皆さま、本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、第1回南砺市子どもの権利条例策定委員会を開催いたします。初回でございますので、委員長が決定するまでの間、事務局の方で進行を担当させていただきます。私は、南砺市教育委員会こども課長の溝口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は公開となっております。報道機関の取材を許可いたしております。また、後日、会議録につきましても公開させていただきますのでご了承をお願いいたします。また、本日の会議の予定時間でございますが、おおよそ14:45の終了を予定しておりますので、円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。

2. 委嘱書交付

事務局 まずはじめに、委嘱書の交付を行います。市長が順にお席の前に立ちますので、その場でご起立をお願いいたします。

（市長より一人一人手渡し）

事務局 ここで資料3ページの委員名簿の順に従い、委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。

学識経験者として、富山国際大学彼谷環様、富山短期大学明柴聰史様、関係諸団体として、だれでもハウス“めぐみ”木下三喜子様、成和学舎榎木勝規様、寺子クラブ・寺子こどもえん齊藤優華様、アフタースクールあおむし&さなぎ山下裕美様、公募委員として磯辺文雄様、高橋佳津江様。なお、とやま子どもの権利条約ネットの楠井悦子様は本日欠席となります。

本日は、9名中8名のご出席をいただき、資料の1～2ページにあります南砺市子どもの権利条例策定委員会設置要綱第6条第2項により、委員の出席が過半数に達し成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、南砺市側の出席者及び事務局の紹介をさせていただきます。田中市長でございます。村上教育部長、こども課の荒井主幹、同じく川田主任です。

なお、松本教育長は本日別の公務のため欠席しておりますが、次回から出席させてい

たきます。

3. 市長挨拶

事務局 それでは、第1回の委員会開催にあたり、田中市長からごあいさつを申し上げます。

市長 大変暑い日になりました。本日は土曜日であります。お忙しい中お集まりいただき、今回の委員に就任いただき、誠にありがとうございます。今回の条例制定につきましては、文章をみんなで作るだけでなく、真の子育て、子どもたちのための条例、子育てにかかる大人のための条例ということで、2年間くらい時間がかかることと思いますが、よろしく願いいたします。メッセージで参加いただくとありますが、明橋大二政策参与にもたくさんのアドバイスをいただいていることをこの場を借りてお礼申し上げます。子どもの権利条例ということで、2年くらい前になりますが、子どもが南砺市で育ちたいまちをつくりたいという思いをもっておりまして、子どもがどのような地域だと育ちたいと思うか。そんな課題をもっており、明橋先生に申し上げたことがありました。明橋先生からのアドバイスとして、国連「子どもの権利条約」というものがあることを聞きました。子どもにも権利があるんだと聞き、そういったことをしっかりと理解できる社会、もしくは子どもが育っていく中で、親や、子どもに関わる人たちがどのように「子どもの権利」をとらえていくかが大切であると思えました。それからスタートし、去年はコロナ禍で大変厳しい中ではありましたが、全国から先進の方たちにもお集まりいただき、盛大に「子どもの権利条約全国フォーラム」を開催することができました。また、最近、流れとして、国で子ども庁の話題がでたり、富山県としても子どもに関する動きがでてきました。このような時期に南砺市が子どもの権利条例を作ろうとするのはタイミングがよかったのかと思っています。県内では、射水市や魚津市にすでに条例があり、遅れていたのかと思う面もありますが、今の社会情勢に一番大切な「子ども」ということが抜けているのではないかと、過去と現在の環境が異なる中で取り組んでいくかを私もいっしょに勉強していきたいと思っています。

まずは、子どもたちがどのような環境で育っていくか順番をおって考えていきたいと思っています。まずは、お父さんとお母さんがいて、家庭で生まれ、新たな人生をスタートさせます。現代は、すぐに保育園など、家庭から少し離れたコミュニティに入り育っていきます。そして、小学校、中学校と地域で進学し、成長していきます。その中で、塾の先生や保育園の先生、学校の先生など、いろんな方々が関わりながら一人の大切な宝物を育てていきます。この育てあげていくプロセスを真剣にとらえていき、地域として、社会として、行政としてしっかりサポートをする、みんなで行き、地域として、社会として、行政としてしっかりサポートをする、みんなで行き、条例の条文だけでなく、何をしたいのかを皆様から教えていただきたいと思っています。

この事業には、子どもたちの参画や、大学の先生方の協力もあり、短大生の皆さんの協力もいただくと伺っております。南砺らしい、そして子ども庁ができることを踏まえ、日本の先進的な事例となる条例を作りたい。そして、それをもって、

人口は少ないけれど、子どもたちが「南砺で育ってよかった」と思えるようなまちづくりにとりくんでいきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

4. ビデオメッセージ

事務局 次に、本日は残念ながら欠席でございますが、南砺市政策参与であり、本委員会のスーパーバイザーである、真生会富山病院心療内科部長の明橋大二先生より、ビデオメッセージをいただいておりますのでご紹介いたします。

(明橋政策参与ビデオメッセージ視聴)

こんにちは、南砺市政策参与、真生会富山病院心療内科部長の明橋大二です。今日は残念ながら参加できませんでしたが、ビデオメッセージを送らせていただきます。今回、南砺政策参与として、田中市長から大きな宿題をいただきました。子どもが南砺市で育ってよかったなと思うまちにしたい、ということでした。

今まで、「子育てしやすいまち」や、「子育てしやすい地域」という大人に向けたいろんな自治体の取り組みがありました。しかし「子育てしやすい」だと、これは、大人が主体です。そうではなく、これから先の社会で生きていくのは子どもたちであるということです。子どもが「南砺市で育ちたい」「この地域に住みたい」と思うまちをつくりたいという願いでした。

そのためには、しっかりと子どもの意見や話をしっかりと聞く必要があると思います。しかし、我々は、多くの人が「子どもの話を聞く」と言っていながらも、そういう仕組みが整っていないという現状があると思います。「子どもの権利条約」というのは、子どもの「意見表明権」や「子どものことは子どもにきく」ということをスローガンに、グローバルスタンダードとして、世界で共通認識されています。

南砺市でも、子どもの権利条約をもとに、南砺市子どもの権利条例を作っていたとき、子どもの声に耳を傾けるといふみんなの共通認識になり、これからの南砺市のまちづくり、地域づくりに大きな原動力にしてほしいと思います。今回いよいよスタートするということで、おじゃましたかったです。みんなで知恵を絞って、ぜひ、活発な議論をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

5. 委員長及び副委員長の選出について

事務局 それでは続きまして、委員長及び、副委員長選出について、でございます。策定委員会設置要綱第5条第2項の規定により「委員長は委員の互選により定める」とあります。いかが取り計らいいたしましょうか？

委員 A 「子どもの権利条約」について見識が深く、富山国際大学の子ども育成学部教授でられます、彼谷環委員が適任かと思います。

(拍手)

事務局 ただいま彼谷環委員が適任ではないかという意見があり、拍手で答えていただき

ました。委員長には彼谷委員が選出されたということで、よろしく願いいたします。続いて、副委員長については、同じく策定委員会設置要綱第5条第2項に「委員長が指名する」とありますので、彼谷委員長から指名をお願いします。

委員長 それでは、本日欠席されておられますが、富山県で初めてとなる旧小杉町の子どもの権利に関する条例の策定で実行委員を務められており、現在も「富山子どもの権利ネット」で子ども委員とともにご活躍されている楠井悦子委員を指名したいと思えます。

事務局 それでは、委員長から指名がありましたので、楠井悦子委員が副委員長と決定いたしました。

それでは、彼谷委員には、委員長席に移動していただき、委員長就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

委員長 それでは、改めまして、ただいま委員長に選出していただきました富山国際大学の彼谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。委員長という大役を仰せつかり身の引き締まる思いです。

今回、南砺市で県内3番目となる子どもの権利条例制定を目指し、そして子どもたち自身が制定に関わっていくという方法を聞き、心からワクワクすると共に、それに関わる責任の重さとともに、この南砺市の条例が県内の他の自治体が条例を制定する際のロールモデルになるとよいなと感じています。

そして、南砺市の条例づくりを通して、田中市長、明橋先生がおっしゃられていた「子どもが育ちたい地域」となるように、そしてこちらで生活していく人が一人でも多く増えていくような条例づくりを目指していきたいと思えます。ぜひ、皆様のお力をお貸しいただき、より良いものが作られるように取り組んでまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。この先の進行については、委員長をお願いいたします。

委員長 それでは、ここから進行を務めさせていただきます。

6. 協議事項

(1) 南砺市子どもの権利条例づくり事業について

委員長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 (資料1により説明)

- ・策定委員会設置要綱第6条の規定
「委員会に、必要に応じワーキンググループを置くことができる」
→3つの部会を置く
- ・委員長、副委員長は、策定委員会の運営、調整等に専任
- ・それ以外の委員の方々には、それぞれの部会の意見を策定委員会に反映させるため各ワーキンググループの代表を担っていただきたい

委員長 今ほどの説明があった通りですが、何か質問はありますか。

また、気になる点がありましたら事務局までお願いします。

(2) 条例骨子案について

委員長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (資料2により説明)

委員長 以上について質問、ご意見はありますか？

しばらく待って、無いようですので次に進めます。

7、今後のスケジュールについて

委員長 事務局よりお願いします。

事務局 (資料3により説明)

- ・ 次回の策定委員会は、12月を予定

それまでに、3回のワーキンググループ及び先進地川崎市との zoom 研修を実施内容を踏まえて作成された、南砺市子どもの権利条例(案)について検討

- ・ 今後、委員会開催の他、事前にメール等でのやり取りにより、ワーキンググループの経過報告、条例素案等を送付させていただきますので、ご意見をこども課へ返送

委員長 ありがとうございます。只今の説明について質問、ご意見はありますか。

私から1点お願いします。

11月29日に実施される先進地川崎市との zoom 研修について、出席者はどのような方でしょうか。

事務局 こちらの研修については、平日の開催であり、自由参加で行います。保育士、教職員の方、庁内組織として各部の方にも可能な方には声をかけていきたいと思っております。委員の皆様、ワーキンググループの皆様におかれましても、ご都合がつく方にはぜひ参加し、共有していただきたいです。

委員長 ありがとうございます。他にありますか。

しばらく待って無いようですので、以上で、すべての事項について終了させていただきます。進行にご協力いただきましてありがとうございました。

これにて進行を事務局にお返しします。

8. 閉会

事務局 どうもありがとうございました。

資料6・7ページにワーキンググループのメンバーが記載されています。ワーキンググループの担当として、策定委員の皆様を担当についても承認いただいたということで(案)を消していただきますようお願いいたします。

また、骨子案についても、これからワーキンググループで検討し、策定員会でさらに検討しながらすすめていきたいと思っております。

では、最後に委員長から閉会のご挨拶をいただきます。

委員長 皆様、本日は、お休みのところ南砺市子どもの権利条例第1回策定委員会にお集まりいただき誠にありがとうございました。また、熱心にご協力いただき誠にありがとうございました。これから約2年間にわたり、分科会ごとにていねいな意見交換がなさ

れていくかと思ひます。南砺市ならではの条例づくりを目指して、皆様と協カして進めていきたくと思ひます。ありがとうございます。

事務局 以上をもちまして、第1回策定委員会を閉会いたします。